

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 平成7年度鳥取県一般会計補正予算

平成7年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,307,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ439,331,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。  
(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地方交付税	1 地方交付税	千円 133,539,487	1,051,747	千円 134,645,234
		133,593,487	1,051,747	134,645,234
5 分担金及び負担金	1 分 担 金	6,577,252	19,507	6,596,759
		873,522	△ 96,119	777,403
		5,703,730	115,626	5,819,356
2 負 担 金	2 負 担 金			

### 鳥取県告示第八百二十二号

平成七年十二月定例県議会で十二月十四日議決された平成七年度鳥取県一般会計補正予算、平成七年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県管電氣事業会計補正予算、平成七年度鳥取県管工業用水道事業会計補正予算、平成七年度鳥取県管埋立事業会計補正予算及び平成七年度鳥取県管病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告 示

目 次

◇ 告 示 平成七年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)

7 国庫支出金	2 国庫補助金	101,019,597	884,705	101,904,302
	3 委託金	1,644,298	22,513	1,666,811
	10 繰入金	8,225,083	140,000	8,365,083
12 諸収入	2 基金繰入金	7,549,760	140,000	7,689,760
	5 受託事業収入	61,057,207	54,014	61,111,221
	8 雑収入	2,380,855	53,817	2,434,672
13 県債	1 県債	4,859,931	197	4,860,128
	合計	55,652,000	2,158,000	57,810,000
歳入	合計	55,652,000	2,158,000	57,810,000
	合計	435,023,970	4,307,973	439,331,943
歳出	合計	435,023,970	4,307,973	439,331,943
	合計	435,023,970	4,307,973	439,331,943
款	補正前の額	千円	補正額	千円
	計	千円		千円
2 総務費	4 市町村振興費	24,295,413	165,913	24,461,326
	6 防災費	1,279,167	50,000	1,329,167
3 民生費	1 社会福祉費	498,442	115,913	614,355
	2 児童福祉費	29,214,693	65,349	29,280,042
4 衛生費	1 公衆衛生費	18,928,249	42,264	18,970,513
	2 警察活動費	8,428,319	23,085	8,451,404
6 農林水産業費	1 農業費	15,550,886	198,137	15,749,023
	3 農地費	79,744,724	671,574	80,416,298
7 商工費	2 工業業費	35,764,361	463,494	36,227,855
	4 林業費	17,427,994	9,943	17,437,937
8 土木費	2 工鉱業費	50,448,621	73,146	50,521,767
	2 道路橋りょう費	16,406,221	73,146	16,479,367
9 警察費	2 警察活動費	106,368,598	3,133,627	109,502,225
	3 河川海岸費	52,971,108	2,537,453	55,508,561
10 教育費	3 港湾費	24,914,756	529,530	25,444,286
	6 社会教育費	11,247,893	66,644	11,314,537
歳出	合計	17,276,520	19,054	17,295,574
	合計	1,663,165	19,054	1,682,219
合計	合計	69,501,763	142,240	69,644,003
	合計	2,014,747	142,240	2,156,987
合計	合計	435,023,970	4,307,973	439,331,943

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	震度情報ネットワークシステム整備事業費	63,772 千円
計			63,772

第3表 債務負担行為補正  
追加

事項	項目	期	間	限度額
公共建築物耐震調査		平成8年度		30,159 千円
担い手育成支援事業補助		平成8年度から平成12年度まで		9,446
道路橋りょう総務費(単県)		平成8年度		130,000
道路新設改良費(単県)		平成8年度		500,000
河川総務費(単県)		平成8年度		160,000
河川改良費(単県)		平成8年度		210,000

変更

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
土地改良費	平成8年度	844,330 千円	土地改良費	平成8年度	882,067 千円

第4表 地方債補正

道路新設改良費	平成8年度	1,471,000	道路新設改良費	平成8年度	1,731,000
橋りょう新設改良費	平成8年度	342,000	橋りょう新設改良費	平成8年度	392,000
中河川改修事業	平成7年度から平成11年度まで	180,000	中河川改修事業	平成7年度から平成11年度まで	200,000
八東川改良事業用地購入費			八東川改良事業用地購入費		
砂防費	平成8年度	591,800	砂防費	平成8年度	611,226

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の利率 %
土地改良費	6,664,000		6,759,000	
農地防災事業費	295,000		280,000	
道路維持費	982,000		1,162,000	
道路新設改良費	10,712,000		10,828,000	
河川改良費	4,238,000		4,271,000	
砂防費	4,208,000		4,227,000	
海岸保全費	366,000		350,000	
港湾建設費	1,065,000		1,054,000	
下水道費	193,000		192,000	
交通指導取締費	162,000		169,000	
直轄道路事業費	906,000		2,180,000	

直轄河川事業費	859,000			1,036,000		
直轄海岸保全部事業費	78,000			136,000		
直轄砂防事業費	219,000			297,000		
直轄ダム事業費	86,000			128,000		
直轄港湾事業費	219,000			292,000		
防災総務費	0			49,000		
計	55,652,000			57,810,000		

借入年度から1年ずえ置き、以後29年度間に償還するものとする。県財政その他、他の都府県より借入れするものとする。ただし、事業費又は原財合又は郡合により起債額の一部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ、

借入年度から1年ずえ置き、以後29年度間に償還するものとする。県財政その他、他の都府県により借入れするものとする。ただし、事業費又は原財合又は郡合により起債額の一部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ、

平成7年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,606,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		歳 入 合 計		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	分租金及び負担金	千円	千円	千円
		824,279	13,405	837,684
1	負 担 金	824,279	13,405	837,684
歳 入 合 計		2,593,185	13,405	2,606,590

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	流域下水道事業費	千円	千円	千円
		2,349,384	13,405	2,362,789
2	流域下水道管理事業費	527,154	13,405	540,559
歳 出 合 計		2,593,185	13,405	2,606,590

平成7年度鳥取県電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成7年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成7年度鳥取県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 袋川発電所調査費	10,659千円	2,010千円	12,669千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額79

1,007千円は過年度分損益勘定留保資金762,720千円及び当年度分消費税資本的収支調整額28,287千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,609,736千円	2,010千円	1,611,746千円
第1項 建設改良費	1,066,785千円	2,010千円	1,068,795千円

平成7年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成7年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成7年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額56,749千円は過年度分損益勘定留保資金51,402千円、当年度分消費税資本的収支調整額5,347千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的収入 280,710千円 7,300千円 288,010千円

第1項 企業債 226,000千円 5,000千円 231,000千円

第2項 建設助成金 54,700千円 2,300千円 57,000千円

第1款 資本的支出 336,992千円 7,767千円 344,759千円

第1項 建設改良費 290,174千円 7,767千円 297,941千円  
(企業債の補正)

第3条 予算第5条中「226,000千円」を「231,000千円」に改める。

平成7年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成7年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成7年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 境港外港竹内地区埋立地売却面積	4.9ヘクタール	1.1ヘクタール	6.0ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 埋立事業収益	6,742,500千円	251,718千円	6,994,218千円
第1項 営業収益	5,493,358千円	251,718千円	5,745,076千円

第1款 埋立事業費 1,593,942千円 296,020千円 1,889,962千円  
 第1項 営業費用 1,544,099千円 296,020千円 1,840,119千円  
 (資本的支出の補正)  
 第4条 予算第4条本文かつこ書を「資本的支出額4,914,748千円は過年度分損益勘定留保資金2,804,300千円、当年度分損益勘定留保資金1,529,048千円及び当年度利益剰余金処分額581,400千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,895,496千円	19,252千円	4,914,748千円
第3項 建設改良費	0千円	19,252千円	19,252千円

平成7年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成7年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成7年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	4,861,593千円	59,400千円	4,920,993千円
第1項 出資金	851,653千円	400千円	852,053千円
第2項 企業債	2,225,000千円	59,000千円	2,284,000千円
第1款 資本的支出	4,466,122千円	59,400千円	4,525,522千円
第4項 開発費	0千円	59,400千円	59,400千円

第3条 予算第5条中「2,225,000千円」を「2,284,000千円」に改める。

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
中央病院医療情報システム推進事業	平成8年度	149,040千円